

JAPAN P&I NEWS

No.917-17/09/05

外航組合員各位

米国－カリフォルニア州生物付着管理規則改定版の発効について

米国のコレスポンデント Keesal, Young & Logan より、カリフォルニア州の生物付着管理規則に関する情報を入手しましたので、下記の当組合要訳と 2017 年 8 月 15 日付カリフォルニア州有地管理委員会 (California State Lands Commission (SLC)) の案内をご参考に供します。

記

はじめに

海洋外来種流入防止規則導入にともない、バラスト水管理規則が大きく注目されるようになった一方で、船体の水面下のシーチェスト、スラスタ、プロペラ・シャフトなどの表面やくぼみへの生物付着に関する取締りも海洋外来種流入防止として行われています。例えば本年 3 月にニュージーランド当局は、船体がフジツボとチューブワームで覆われていたばら積船に対して同国海域を出るよう命じました。

カリフォルニア州は、海洋外来種に関する法律 (Marine Invasive Species Act (MISA)) の中で 2017 年 7 月 1 日より同州に寄港する 300 GT 以上の船舶で、バラスト水を積載するまたは積載が可能な船舶に対して生物付着を規制しています (2017 年 5 月 2 日付 Japan P&I News No.891 ご参照)。SLC はカリフォルニア州公共資源法 (California Public Resources Code) の §§ 71200 - 71271 で規定されている MISA のもと、生物付着を規制する権限を持っており、本年 8 月 15 日に SLC は、生物付着管理規則の改定版が 2017 年 10 月 1 日に施行することを発表しました。生物付着管理規則の改定内容は 2 California Code Regulation §§ 2298.1 - 2298.9.1 (the “Biofouling Management Regulations”) に盛り込まれます。

生物付着管理規則で要求される新たな報告、記録、管理義務

生物付着管理規則の主要部分は以下のリンクより入手できます。

http://www.slc.ca.gov/Laws-Regs/Article4.8/Prop_Reg_Txt_Rev_Jan17.pdf

同リンクには以下の項目が含まれます。

報告要求

2017年10月1日以降、SLC の報告書式「Hull Husbandry, Ballast Water Treatment (年次報告)」と「Ballast Water Treatment (追加報告)」は使用できなくなり、船

船は SLC の新報告書式「Marine Invasive Species Program Annual Vessel Reporting Form」を使用しなければなりません。新報告書式は基本的に前者の 2 つの報告書式を 1 つに統合したものです。同報告書式は船舶がその年（暦年）初めて同州に寄港する少なくとも 24 時間前までに提出されなければなりません。

記録保持要求と管理要求

これらの要求は船舶毎に実施され、既存船については 2018 年 1 月 1 日以降の最初のドライドック後に適用されます。また、2018 年 1 月 1 日以降に竣工する新造船にも適用されます。

- **記録保持要求**

以下の計画書及び記録簿は SLC 検査と再調査の際に要請に応じて提示しなければなりません。ただし、生物付着規則に準じた記録を保持していない船舶には、同記録を作成するために 60 日の「猶予期間」が与えられます。

- **生物付着管理計画書 (Biofouling Management Plan)**

生物付着管理規則には、生物付着の最小化を目的とする 2011 年の国際海事機関 (IMO) ガイドラインが摂取されています。同ガイドラインでは、防汚塗装、アノード、インジェクションシステム、電気分解など、各船舶が採用する生物付着管理方法に応じた特定の情報について説明されています。船舶は少なくとも IMO ガイドラインに沿った内容の生物付着管理計画書を船舶上に保持していなければなりません。

- **生物付着記録簿 (Biofouling Record Book)**

船舶は少なくとも、生物付着記録に関する IMO ガイドラインに沿った生物付着記録簿を船舶上に保持していなければならず、同記録簿には船舶の最後のドライドック以降、新造船の場合は就航開始以降に当該船舶で行われたすべての検査と生物付着管理方法の詳細が記載されていなければなりません。

生物付着管理強制要求

防汚塗装を採用している船舶は、塗装効果の継続期間内であることを確保していなければならない、防汚塗装を採用していない船舶は、生物付着管理計画書をどのように遵守しているかを実証しなければなりません。また生物付着管理計画書には、船舶がくぼみの部分に採用する防汚方法を記載することも必要です。さらに港湾に 45 日間以上停泊する船舶に対しては追加要求が定められています。生物付着管理に関するすべての事例が船舶の生物付着記録簿に記録されなければなりません。また生物付着管理規則はカリフォルニアでのプロペラの洗浄を特別に認めています。

実施と罰則

生物付着管理規則には、SLC による検査の実施方法、また違反に科される罰則については触れていません。しかし、MISA では SLC が毎年カリフォルニアに寄港する船舶の 25%に対して検査を実施することを義務付けています。SLC は生物付着管理規則の最終理由書 (Final Statement of Reasons) において「(SLC の) 検査官は現行の検査体制に生物付着管理の実施状況を検査対象業務として追加する。また、(SLC は) 先ごろ MISA に関連する違反および罰則の枠組みを含む「施行規則」を採択した」と通告しています。

この MISA に関連する違反および罰則の枠組みを含む「施行規則」は、2 California Code Regulation §§ 2209.01 – 2299.09 に規定されており、2017 年 7 月 1 日に発効しています。施行規則は主にバラスト水管理規則で新たに規定されたバラスト水交換・報告・記録保持の要求に対する違反の罰則に関連した内容となっています。

「施行規則」では、生物付着管理規則の記録保持要求違反は「クラス 2」違反に、また報告要求違反は「クラス 3」違反と見なされる可能性が高く、それぞれに応じた以下の罰則が科されます。

記録保持違反	報告違反
<ul style="list-style-type: none">最初のクラス 2 違反 = 書面による違反勧告2 回目以降のクラス 2 違反 = 罰金\$10,000	<ul style="list-style-type: none">最初のクラス 3 違反 = 書面による違反勧告2 回目以降のクラス 3 違反 = 罰金\$1,000

「施行規則」が生物付着規則管理要求違反に適用される罰金を規定するのには明確ではありません。しかし、バラスト水交換要求違反に対する罰則は、当局が管理要求違反を記録保持要求と報告要求の違反よりも遥かに深刻にとらえていることを意味しています。施行規則により SLC は、不適切な交換を行なったバラスト水の排出に対し、タンク 1 台につき\$5,000 から\$27,500 までの罰則を科すことができます。なお、MISA が承認する SLC の罰金徴収の上限は「違反 1 件につき」\$27,500 となっています。

SLC は、生物付着管理規則の最終理由書において「「施行規則」は〔カリフォルニアの生物付着管理規則違反〕関連の罰則を含めるように改正することができる」としています。つまり、SLC は生物付着規則管理要求違反に対する適切と考えられる罰金の水準を見極めているのが現状と思われます。

カリフォルニア州を航行、寄港を予定している船舶におかれましては、代理店を通じ最新の情報をご確認されることをお勧めいたします。

以上

日本船主責任相互保険組合

業務部国際グループ

Tel: +81 3 3662 7214

Fax: +81 3 3662 7107

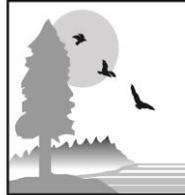
E-mail: ri-dpt@piclub.or.jp

Website: <https://www.piclub.or.jp>

添付：2017年8月15日付カリフォルニア州有地管理委員会(California State Lands Commission (SLC)) の案内

CALIFORNIA STATE LANDS COMMISSION

100 Howe Avenue, Suite 100-South
Sacramento, CA 95825-8202



Established in 1938

JENNIFER LUCCHESI, *Executive Officer*
(916) 574-1800 Fax **(916) 574-1810**
California Relay Service TDD Phone 1-800-735-2929
from Voice Phone 1-800-735-2922

Contact Phone: (916) 574-0742
Contact Fax: (916) 574-1950

File Ref: W9777. 291

August 15, 2017

Re: Biofouling Management Regulations to Minimize the Transport of Nonindigenous Species from Vessels Arriving at California Ports, Effective October 1, 2017

Dear Shipping Agents and Interested Parties:

On April 20, 2017, the California State Lands Commission approved Article 4.8, Biofouling Management Regulations to Minimize the Transport of Nonindigenous Species from Vessels Arriving at California Ports. These biofouling management regulations have also been approved by California's Office of Administrative Law and are now set to become effective on October 1, 2017.

The provisions that will become effective on October 1, 2017, are:

- Repeal of the reporting requirements for the Hull Husbandry Reporting Form, the Ballast Water Treatment Supplemental Reporting Form and the Ballast Water Treatment Annual Reporting Form
- Adoption of the Marine Invasive Species Program Annual Vessel Reporting Form

The remaining requirements will be applicable after a vessel's first regularly scheduled out-of-water maintenance (i.e. dry dock) after January 1, 2018, or upon delivery on or after January 1, 2018, including requirements for:

- Developing and maintaining a Biofouling Management Plan [see section 2298.3]
- Developing and maintaining a Biofouling Record Book [see section 2298.4]
- Mandatory biofouling management of the vessel's wetted surfaces [see section 2298.6]
- Mandatory biofouling management for vessels that undergo an extended residency period (i.e., remain in the same location for 45 or more days) [see section 2298.7]

Commission staff anticipates many questions about the upcoming implementation of the biofouling management regulations and is developing a series of Customer Service meetings in northern and southern California and an internet-based webinar to provide outreach and answer any questions that may arise from the implementation of these

regulations. These meetings will be held in mid-late September; information about them will be distributed soon.

Relevant rulemaking documents are located on the Commission's website at <http://www.slc.ca.gov/Laws-Regs/Proposed-MISP.html>. If you have any additional questions, please contact Chris Scianni at Chris.Scianni@slc.ca.gov or (562) 499-6390 or refer to the Commission's web page at www.slc.ca.gov.

Sincerely,

A handwritten signature in black ink that reads "Nicole Dobroski". The signature is written in a cursive, flowing style.

Nicole Dobroski
Assistant Chief
Marine Environmental Protection Division